

製造・加工／流通・販売段階における 食品安全に関する緊急時対応実施指針

制定：平成17年4月
最終改訂：27年10月
農林水産省 消費・安全局

製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針

1. はじめに

農林水産省では、食品安全に関する緊急時対応を必要とする事態（以下「食品安全緊急事態」という。）に対応するための共通事項として、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めています。基本指針では以下のとおり、食品安全緊急事態が発生した場合の対応に関する基本的考え方を示しています。

【基本的考え方】

- (i) 平時からの情報収集・分析により食品安全緊急事態が生じ、又は、生じる可能性が高いと判断される場合は、国民の健康に対する悪影響を極力防止又は抑制するため、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等の関係行政機関と連携して速やかに対応策を講じる。
- (ii) 問題食品の発生原因・経路の究明、科学的知見の集積、実態的なデータの把握等の進展に応じて、措置を必要かつ十分なものに縮小していくことを基本とする。
- (iii) 関係行政機関と連携して、国民への情報提供を迅速かつ正確に、また分かりやすく行う。
- (iv) こうした措置を適切に行うことにより、食料消費の混乱とそれに伴う経済的被害が生ずることを防止するとともに、対策コストが過大なものにならないように留意する。

さらに、基本指針では、食品安全緊急事態において、農林水産省が主として取り組む事項や危機管理体制などを国民に対して明確に示すとともに、農林水産省における対応能力を向上することを目的として、食品安全緊急事態等の類型に応じた実施指針を作成することを定めています。

本実施指針は、製造・加工／流通・販売段階において食中毒などによる食品安全緊急事態が発生した場合に、農林水産省が基本指針に基づいて行う緊急時対応に関する組織体制、対応事項及び手順、関係府省との連携方法などを定めたものです。

2. 想定する食品安全緊急事態

想定する食品安全緊急事態は、次のとおりです。

- ① 被害が大規模又は広域であり、又はそうなるおそれが高い事案
- ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある

事案

- ③ ①又は②のほか、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案

3. 食品安全緊急事態を引き起こすことが想定される事件・事故

食品安全緊急事態を引き起こす事件・事故（以下「事件・事故」という。）としては、次を想定します。

- ① 食品中に病原微生物、異物や有害物質の混入が認められた場合
- ② 製造・加工段階で食品中に生成される有害物質が認められた場合
- ③ 有害な性質や成分を有する食品が認められた場合
- ④ 有害な食品添加物や容器包装が認められた場合
- ⑤ 海外において①から④の事件・事故が生じた場合
- ⑥ 犯罪やテロにより①から⑤の事件・事故が生じた場合

4. 食品安全緊急事態に対応するための組織

4.1. 農林水産本省の組織

農林水産省では、製造・加工／流通・販売段階における食品安全緊急事態が発生した場合は、消費・安全局食品安全政策課が対応の中心的役割を果たします。また、食品安全政策課は、食品安全危機管理官と連携して、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省との連絡窓口となります。

4.2. 地方農政局等の組織

地方農政局消費・安全部消費生活課（北海道にあっては北海道農政事務所消費・安全部消費生活課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課）が、地方における製造・加工／流通・販売段階における食品安全緊急事態対応を中心的に行います。

5. 事件・事故発生時の初動対応

5.1. 事件・事故発生初期の対応

- 5.1.1. 農林水産省は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省と相互に十分な連絡及び連携を図ります。同時に、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、省内関係部局、地方農政局、関係業界団体、製造・流通業者等からの情報の収集及びその分析を行い、発生した事案が食品安全緊急事態に該当するかどうかを検討します。

- 5.1.2. 農林水産省は、当該事案が食品安全緊急事態に該当すると判断した場合は、基本指針に基づく農林水産省食品安全緊急対策本部（以下「本省対策本部」という。）を設置します。
- 5.2. 本省対策本部の設置検討後の対応
 - 5.2.1. 農林水産省は、本省対策本部を設置した場合は、食品安全緊急事態が発生した地域を所管する地方農政局に対して、基本指針に基づく地方農政局食品安全緊急対策本部の設置を必要に応じ要請し、連絡体制の整備を行います。
 - 5.2.2. 農林水産省は、直ちに次の対応を行います。
 - ① 報道室を通じた広報及び関連ホームページの開設（本省対策本部を設置した事実を含む。）
 - ② 食品安全緊急事態が発生した地域における情報等の収集、整理及び分析
 - ③ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省との緊急事案に関する情報交換及び連絡調整
 - 5.2.3. 農林水産省は、政府全体としての対応が必要な場合には、消費者庁に対して、消費者の安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱に基づく緊急対策本部の設置を要請します。
- 5.3. 職員の現地への派遣

農林水産省は、必要に応じて、職員や農政局職員を現地に派遣し、状況確認及び更なる情報の収集を行います。この際、必要に応じて、専門家に協力・助言を依頼します。

6. 情報の公表

- 6.1. 報道機関等への発表
 - 6.1.1. 農林水産省は、食品安全緊急事態が発生して間もないうちは、新たな情報の有無にかかわらず、報道機関への発表を頻繁かつ定期的に行うとともに、必要に応じて、24時間対応できる体制を整えます。
 - 6.1.2. 農林水産省は、問題食品が既に出荷されていた場合には、プレスリリースを發出し、問題食品を食べることのないよう、報道機関を通じて情報提供を行います。
 - 6.1.3. 農林水産省は、報道機関への発表資料を、発表と同時に、農林水産省のホームページの関連コーナーに掲載します。
 - 6.1.4. 事実関係の公表

農林水産省は、①から③のそれぞれの段階で、下に掲げる事項を中心に公表します。

- ① 食品安全緊急事態発生時
 - ・事実関係の周知
 - ・食品安全を十分に確保するための対処方針
 - ・原因となった病原微生物、異物、有害な物質・食品及び有害な食品添加物
／容器包装の拡散に伴う関係者への注意喚起
 - ・問題食品の流通停止、回収等の対応措置等
- ② 中間時点
 - ・事実の進展状況に応じた中間報告等
- ③ 最終報告
 - ・事案の概要、総括
 - ・再発防止策等

6.1.5. 公表方法

農林水産省は、主として次の媒体を通じて情報を公表します。

- ・プレスリリース（必要に応じて報道機関への説明）
- ・農林水産省ホームページ
- ・都道府県庁ホームページ（都道府県に対して掲載を依頼）
- ・消費者の部屋

6.2. 問い合わせへの対応

農林水産省は、本省において消費者等からの意見・相談等への対応を行うとともに、地方農政局に対応窓口を設置します。また、独立行政法人農林水産消費技術センターにも対応窓口の設置を要請します。

7. 食品安全緊急事態の発生により食料消費行動が変化し生産者等が被る経済的被害の対策

7.1. 基本的考え方

農林水産省は、消費者の視点に立ち、食品安全緊急事態の「状況のあいまいさ」を解消するため、現に発生している食品安全の問題の内容が消費者に正確に理解されるよう、分かりやすい情報を頻繁に提供するように努めます。同時に、問題食品の摂取の防止や問題の発生原因の除去等を順次行い、「問題の重大性」の低減に努めます。

また、食品安全緊急事態の発生により食料消費行動が変化し、消費量の減少等により生産者等が被る経済的被害への対策は、生産振興の側面が強いことから、生産振興部局が中心となり、消費・安全部局と連携して進めます。

7.2. 具体的な対応

7.2.1. 農林水産省は、食品安全緊急事態についての問題の内容が消費者に正確に理解されるよう、次の対応を行います。

- ① 国民の健康に対する悪影響を防止し、又は抑制するため、関係省庁と連携して、問題食品が消費者に摂取されないような措置を講ずること。
- ② 主として厚生労働省が行う問題の発生原因の経路の究明やその原因の除去のための措置に協力すること。
- ③ 原料の流通実態、販売実態調査等の実施、関係業界からの情報収集及び科学的知見の集積を行うこと。
- ④ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等と連携して、①から③までに關する情報を国民に分かりやすい資料にとりまとめること。
- ⑤ 食品安全緊急事態についての問題の内容を消費者に正確に理解されていない事例を生産振興部局等から十分に収集し、④の資料の作成に反映させること。

7.2.2. 農林水産省は、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等と連携し、作成した資料の効果的な広報に努めます。また、必要に応じて、報道機関への説明等を行います。

8. 食品中に病原微生物、異物や有害物質の混入が認められた場合、製造・加工段階で食品中に生成される有害物質が認められた場合、有害な性質や成分を有する食品が認められた場合及び有害な食品添加物や容器包装が認められた場合

8.1. 農林水産省は、速やかに消費者庁、食品安全委員会及び厚生労働省に情報提供するとともに、あわせて関連情報の収集を行います。特に厚生労働省に対し、必要に応じて、食品衛生法による回収命令の発出を要請します。

8.2. 農林水産省は、必要に応じて、当該事件・事故が発生した現場の製造・流通業者等に対して、問題のある食品添加物、容器包装等を使用しないよう周知、指導を徹底します。

8.3. 農林水産省は、厚生労働省と連絡を密にし、発生した事案が犯罪やテロの疑いがないか検討します。

8.4. 農林水産省は、関連する食品事業者、業界団体の対応等の関連情報を収集し、その情報の共有を図ります。

8.5. 農林水産省は、原因究明等に協力するよう製造・加工業者を指導するとともに、必要に応じて、取扱い技術の改善などに適切に取り組むよう指導します。

9. 海外において3① から3④の問題が生じた場合

- 9.1. 厚生労働省が食品衛生法に基づいて水際でストップさせる対策を実施することに協力します。たとえば、農林水産省所管の組織において問題食品等が発見された場合には、直ちに消費者庁、食品安全委員会及び厚生労働省に通報します。
- 9.2. 食品衛生法に基づく措置が講じられない場合又は講じられるまでに間がある場合等であっても、農林水産省として速やかに生産・製造振興部局を通じた情報提供や注意喚起などの適切な対応を行います。

10. 犯罪やテロにより3①から3⑤の問題が生じた場合

- 10.1. 病原微生物、異物、有害な性質や成分を有する食品、有害な食品添加物及び容器包装が、犯罪やテロによるものと確認された場合、又はそれが強く疑われる場合は、農林水産省は、速やかに警察庁、消費者庁、厚生労働省、食品安全委員会等に情報提供するとともに、併せて関連情報の収集を行います。
- 10.2. 特に、食品へのバイオテロなどが疑われた場合には、被害の拡大を防ぐ観点から、農林水産省は、迅速に厚生労働省と良く連携を図り、内閣危機管理監に通報します。
- 10.3. 公衆に販売される飲食物（以下「流通食品」という。）への故意による毒物の混入等のおそれがあるときは、必要に応じて、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）第7条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から製造業者等に対し、当該流通食品への毒物の混入等の防止のためとるべき措置に関する指導又は助言を行います。また、故意による毒物の混入等があった場合には、同条第2項の規定に基づき、必要に応じて、農林水産大臣から製造業者等に対し、毒物混入のあった食品の撤去要請等、当該流通食品又は飲食物に関する必要な措置を求めます。

11. 事案処理後の対応

農林水産省は、発生した事案についての関連情報の整理、蓄積及びその分析を行うとともに、専門家から所要の助言を求めることにより、発生原因の解明に努めます。

また、発生原因の考察に基づいて、再発を防止するための方策を検討し、法令改正や関係業界への指導を含む必要な措置を講じます。

12. 平常時の対応

- 12.1. 病原微生物、異物、有害な性質や成分を有する食品、有害な食品添加物及び容器包装に関する事件・事故への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下、平時から情報の収集・分析を行います。

- 12.2. 消費者庁、食品安全委員会及び厚生労働省との定期的に開催する関係府省連絡会議を通じて情報交換を行うなど、食品安全関係府省との連携に努めます。
- 12.2. 省内関係部局、地方農政局、関係業界団体、製造・流通業者等との連絡を密にし、情報の共有が行われるようにします。また、食品の製造・加工／流通・販売段階において、食品についての事件・事故による国民の健康に対する悪影響の防止及び抑制に努めます。